

## 狛江市と東京フットボールクラブ株式会社との包括連携に関する協定書

狛江市(以下「市」という。)と東京フットボールクラブ株式会社(以下「FC東京」という。)は、包括連携に関する基本的事項について、次のとおり協定書を締結する。

### (目的)

第1条 この協定書は、市及びFC東京が包括的な連携のもと、それぞれの有する資源を有効かつ適切に活用し、協力することで、サッカーを通じた地域スポーツの振興、地域の活性化等に寄与するとともに、協力関係の一層の強化並びに相互の発展及び充実を図ることを目的とする。

### (連携事項)

第2条 市及びFC東京は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携・協力を図るものとする。

- (1) 地域スポーツの振興に関する事。
- (2) 市民の心身の健全な発達及び健康に関する事。
- (3) 地域の活性化に関する事。
- (4) 教育・人材育成に関する事。
- (5) その他両者が必要と認める事項

2 具体的な実施事項については、両者で協議の上、決定する。

### (情報交換)

第3条 市及びFC東京は、前条第1項各号に規定する事項を効果的に推進するため、必要に応じて情報交換を行う。

### (秘密保持)

第4条 市及びFC東京は、この協定書に基づいて得られる相手方の情報(非公開であるもの)について、相手方の書面による同意を得ることなく、第三者に開示又は漏えいしてはならない。

(協定期間)

第5条 この協定書の有効期間は、締結の日から令和3年(2021年)3月31日までとする。ただし、期間満了の3箇月前までに双方から特段の意思表示がない場合には、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

(協定の変更等)

第6条 市又はFC東京のいずれかが協定内容の変更又は解除を申し出たときは、市及びFC東京で協議の上、本協定の変更又は解除を行うものとする。

(協議事項)

第7条 この協定書に定めのない事項又は疑義が生じたときは、市及びFC東京が誠意をもって協議し、解決を図る。

この協定の証として、本書2通を作成し、各々1通を保有する。

令和2年(2020年)2月21日

狛江市和泉本町一丁目1番5号  
狛江市

狛江市長 松原 俊雄

東京都江東区猿江二丁目15番10号  
東京フットボールクラブ株式会社

代表取締役社長 大金 直樹